

令和5年11月28日

安芸太田町長 橋 本 博 明 様

安芸太田町特別職報酬等審議会  
会長 富 樫 辰 二

安芸太田町特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年9月28日付けで諮問のありました議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

## 答 申

### 1 議会議員の議員報酬の額について

#### (1) 議員報酬の額

区分	現行 (月額)	答申 (月額)	改定額
議長	269,000 円	289,000 円	20,000 円
副議長	219,000 円	237,000 円	18,000 円
常任委員長	205,000 円	221,000 円	16,000 円
議会運営委員長	205,000 円	221,000 円	16,000 円
議員	200,000 円	216,000 円	16,000 円

#### (2) 改定時期

令和6年4月1日

### 2 町長、副町長及び教育長の給料の額について

#### (1) 給料の額

区分	現行 (月額)	答申 (月額)	改定額
町長	695,000 円	717,000 円	22,000 円
副町長	594,000 円	593,000 円	△ 1,000 円
教育長	557,000 円	541,000 円	△16,000 円

#### (2) 改定時期

令和6年4月1日

## 審議経過等

### 1 はじめに

本審議会は、安芸太田町特別職報酬等審議会条例（平成16年条例第42号）第1条第2項の規定により、令和5年9月28日付で安芸太田町特別職の報酬等の額について町長から諮問を受けた。

前回、令和3年度開催の審議会においては、「安芸太田町特別職の報酬等の額については据置きとして改定を見送り、新型コロナウイルス感染症収束後の議会議員改選期までを目途にあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議を行うこととする」という結論であった。

そしてこの度、その適当な開催時期が到来し、あらためて審議会を開催するに至った。

これらの経緯から、現在の本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとするために、安芸太田町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料のあるべき水準について、本審議会へ意見を求められたものである。

### 2 審議経過

今回の審議については、次の経緯等を踏まえながら審議を行った。

前回、令和3年度開催の審議会において、平成19年開催の審議会以降、審議を行っていなかった実情を踏まえ、特別職の報酬等の額について審議を行った。しかし、時は折しもコロナ禍の社会経済情勢だったこともあり、審議結果としては、「特別職の報酬等の額については据置きとして改定を見送り、新型コロナウイルス感染症収束後の議会議員改選期までを目途にあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議を行うこととする。」という結論に至った。

結果として平成19年の審議会以降、特別職の報酬等の額の改定は行われていない（議会運営委員長を除く。）ことから、平成19年当時から現在までの人事院勧告の内容、当町の財政状況、町民感情等を考慮しつつ、また、県内はもとより全国の団体の改定状況等を参考にし、様々な角度から、各委員がそれぞれ町民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

#### 【審議会の開催状況】

第1回審議会	令和5年9月28日
第2回審議会	令和5年10月25日
第3回審議会	令和5年11月28日

### 3 項目ごとの検討

#### (1) 議会議員の議員報酬の額について

議会議員の議員報酬の額については、県内で最も低く、全国的にみても低い水準となっている。とりわけ、当町の議員報酬は、平成の大合併以降、改定を一度も行っていない状況がある。

また、安芸太田町議会改革調査特別委員会による報告書にも触れられているように、議員のなり手不足が深刻となる中、議員報酬については、人材を確保し、議員活動の環境を整え活動を保障する十分な額とする必要があることから、報酬引上げの検討は妥当と考える。

具体的な引上げ額については、

(ア) 人事院勧告による月例給の改定率推移によるもの

(イ) 全国町村類似団体の平均額によるもの

(ウ) 議会改革調査特別委員会報告書によるもの

の3案から、検討を行った。

人事院勧告による月例給の改定率推移を用いることについては、経済・雇用情勢等を反映し情勢適応を踏まえており拠り所として根拠あるものではあるが、議員報酬は合併以降長らく据置きとなっていること、合併当初の報酬額の根拠が今となっては不明確であることから、この改定率推移を用いた額に準拠することは不適であるという結論に達した。

また、議会改革調査特別委員会報告書に係っては、報酬引上げの必要性は認められるものの、その引上げ額5万円については、算出根拠が活動量（日数）のみによるもので、活動内容を踏まえた算出がなされていないこと、かつ活動内容である取組と成果についても、現状、住民に十分に示される仕組みが伴っているとは言い難いことから、この報告書にある額に準拠することは不適であるという結論に達した。

全国町村類似団体の平均額を参考とすることについては、報酬が長らく据置きだったことを踏まえ、まずは、全国平均並みに上げる必要があること、そしてその平均値は、「人口」と「産業構造」に近い全国町村類似団体による平均値を参考にするべき、という結論に達した。

以上のことから、「全国町村類似団体の平均額」準拠により報酬を引上げることが適当である、という結論に至ったものである。

#### (2) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

町長、副町長及び教育長の給料の額については、教育長を除き県内で最低の水準であり、かつ平成19年4月1日の減額改定以降、給料の額は据置きのままという状況がある。

これらのことから、議員報酬と同様の理由で、「全国町村類似団体の平均額」準拠により給料の額の改定を行うことが適当である、という結論に至ったもの

である。

#### 4 付帯意見

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・ 議員報告書にあった議員報酬算出根拠の計算式には、町長の給料月額と職務遂行日数、そして議員の職務遂行日数が用いられているが、そもそも給料と報酬とを同列で計算式に用いることが適切であるかどうか、説明がつく整理を願いたい。
- ・ そのうえで、この議員報酬算出根拠である活動内容を踏まえた原価方式が浸透し、かつ町民に議員の活動量と内容とがしっかりと示される仕組みと実態が伴ってくることを願う。具体的には、議員活動の数値化・見える化を期待する。
- ・ 議員定数については、当審議会において審議すべき議題ではないが、近隣他町を見ても、定員減と報酬引上げをセットで取り組まれている実態が事実としてある。住民に対して、説明や然るべき理由がないと住民の納得は得られないと考える。
- ・ 特別職の職員で非常勤のものの報酬についても、議員定数同様、当審議会では審議すべき議題ではないが、長い間報酬が据置きになっているという状況があり、現状を踏まえた引上げの検討が必要と思われる。
- ・ 今後も、社会情勢や経済状況等を勘案し、定期的に審議会を開催すべきであり、町長や議員の任期中に1回開催すると考えれば、おおむね4年ごとに開催することが望ましい。

#### 5 おわりに

前回、令和3年度開催の審議会においては、コロナ禍の社会経済情勢だったことも鑑み、議員及び特別職の報酬等の額については据置きとして改定を見送った。そしてこの度、新型コロナウイルス感染症の5類移行及び議会議員の改選期前であること等を踏まえ、その適当な開催時期として、今年度、審議会を開催したものである。

この度の審議会では、報酬等は「全国町村類似団体の平均値」に準拠する、という結論に至ったが、これは長い間報酬等が据置きだったことを踏まえ、全国平均並みに（主に）引上げるための結論でもあった。今後は、定期的に審議会を開催し、その時々々の経済・雇用情勢等を踏まえながら、時宜に適った報酬等の額を審議していくことが望ましいと思われる。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域の人々の働き方や暮らし方に対

する意識は大きく変容した。例えば、テレワーク導入のかつてない進展により、人々が都市圏に暮らす必要性が低下し、若者を中心に地方移住への関心が高まっている。こうした、感染症がもたらした人々の意識の変化は、地方自治体の取組を加速させる契機ともなり始めている。

そうした中で、議員は町民の代表として、また、町長等は町政運営の責任者として、町民とともに痛みを分かち合い、このポストコロナ時代の難局を乗り越えることを、そして、町民が幸せを感じることでできる新しい時代の取組が行われることを期待するところである。

議員においては、今回の議論を踏まえて、町民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な活動において示すことにより、町民の納得を得るように努めるべきである。

最後に、議員並びに町長、副町長及び教育長に対し、今後の安芸太田町の発展と町民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

安芸太田町特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
富樫 辰二	公益社団法人 安芸太田町シルバー人材センター 事務局長	会長
山本 和宏	戸河内郵便局 局長	職務代理者
佐々木 治郎	安芸太田町自治振興会連絡協議会 会長	
藤井 幸穂	安芸太田町社会福祉協議会 会長	
宮本 美智子	安芸太田町女性連合会 会長	